

## 質疑事項

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案



■□≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡□■

○委員長（上月良祐君）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案を議題といたします。  
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言願います。



藤木眞也君

おはようございます。自民党の藤木眞也です。よろしく申し上げます。

今回の畜舎の建築基準の緩和ということで、私も、昨年政務官をやっているときにこの話、生産局の皆さんから何度となく説明を受け、私なりの見解を述べさせていただきながらすり合わせてきたという経過もございます。大変畜産現場の方には喜ばしいことだと思えますし、今回の畜舎の建築基準の緩和は規制改革推進会議が発端となり実現したものだ聞いております。

今回のような現場実態を十分踏まえた規制改革は今後も必要だと思えますが、他方、3月に開催された規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループでは、委員が生乳のいいところ取りは当たり前だと受け取れるような発言をしたり、軽々に組織の見直しに言及するなど、酪農家の皆さんの現場の実情で、約50年掛けて改良を加えながら現在まで取組を進められてきたこの制度、一部の意見が発端になり、法律を変え、うまくいかないからといって組織の仕組みが悪いといったような発言まで出てくると。大変理解に苦しむ発言が政府の重要な会議、会議体で行われています。

また、別の会議では、兵庫県養父市の国家戦略特区で、経営面積全体の5.5%に当たるたった1.6ヘクタールしか農地取得されておらず、残りは全てリースで営農されているにもかかわらず、十分に効果があったと、到底理解ができないような誇張された意見も出されていたりします。

やはり、今回の畜舎の建築基準の見直しのように、現場から相当な意見が出て、そういったところを基軸に議論を進めていただくということは大いに結構なんですけれども、しっかり幅広く現場の実態、声を踏まえた議論をしていただきたいし、特定の人のためだけでなく、多くの生産現場の人のための規制改革が進むよう、事務方として内閣府は行き過ぎた意見が出ないようにするなど適切な会議運営をすべきだと考えます。大変、やはり専門委員の

方に言いにくい部分あるかと思いますが、できれば一定程度の調整を行っていただくなどお取組がいただけないかという考えをお聞かせいただければと思います。

政府  
回答

政府参考人（内閣府 規制改革推進室次長 黒田岳士君）

お答え申し上げます。

規制改革推進会議は内閣総理大臣が任命した有識者の会議でございます。民間有識者の立場から、当該規制が経済社会の変化の中で妥当性を有するものか否かを自由に議論し、規制改革に向けた端緒、発端として規制を所管する省庁に再考、検討を求めるものでございます。実際に規制改革を行うに当たりましては、会議の議論を踏まえながら、規制所管官庁が当該規制を取り巻く状況を判断し、責任を持った対応が行われているところでございます。

会議のメンバーには、専門委員として農業の関係者もいらっしゃいますし、会議の議論のプロセスにおきましては、議題に応じて、委員とは別に実際の現場の方をお呼びして御意見をお伺いすることも行っております。

こうしたことを通じて、委員の方々に現場の御意見をしっかりと伺いした上で御議論、御審議いただくなど、今後とも適正な会議運営が行われるよう努めてまいります。



藤木眞也君

おっしゃっていることは十分理解いたしますが、やはり私たちも、一步下がって見てみますと、どちらかというとなんか偏ったような委員の方々が入っていらっしゃるんじゃないかなというふうにも感じることがございます。是非そういったこと、改善をお願いできればと思いますし、特に牛乳の問題は、生産調整を行わなければいけない実態が業界全体にあるということです。

一度お産をすると305日前後の搾乳をしなければいけない搾乳牛が、季節を問わず、また需要期、非需要期にかかわらず、牛乳は毎日生産されるものです。そういった中で、やはりこの北海道の方に一定の我慢をいただいて、都府県の酪農を守って、できるだけ産地に近いところで牛乳を供給していくというような、非常に優れた私はバランスを持った制度だと思います。

こういったところを、やはり現場の方々が努力の中でつくってこられたところを何かいとも簡単に市場原理で、いいとこ取りはいいんだというような発言があると、これまで真面目に守ってこられた方が非常に不愉快に感じられる点が、私もたくさん意見を聞いています。是非その辺を基本に置きながら今後検討を進めていただければなというふうに思います。

内閣府の方は、これで質問終わりますので、帰っていただいて結構です。

○委員長（上月良祐君）

内閣府黒田次長は御退席いただいて結構です。



藤木眞也君

それでは、畜舎の法案の質問に入らせていただきます。

先ほども言いましたけれども、政務官の当時からこの問題には取り組ませていただきました。特に、私自身も畜産業を営んでおりまして、これまでに7度、畜舎等を建設も経験しております。

そしてまた、震度7を二度経験した熊本地震の経験もしてそれなりに地震に対しての見地もある中で、できればうちの牛舎を見てくれということをや役所の方にも何度もお話をさせていただきました。熊本地震、私の記憶では、50数棟の畜舎が崩壊をしております。全て木造瓦ぶきの畜舎でありまして、鉄骨牛舎は一棟も崩壊をしていないということもこれまた熊本地震で明らかになっております。やはり、屋根の瓦の重みというのが非常に建物に対して大きく地震には影響するんだなということを感じました。

そしてまた、熊本というところは、鹿児島、宮崎と変わらず台風の常襲地帯でありまして、風速58メートルを超える瞬間最大風速を経験するような地域であります。台風と地震に関して言えば、やはりある程度の建築基準でも私は大丈夫なんじゃないかなというような気持ちを持ちながら畜産をやっております。非常に畜舎のコストというのも急激に上がっております。特に、平成17年の姉齒設計の偽装問題ですね、あの事件以降、相当この建築に対しての基準が厳しくなっています。

私のところの牛舎を例に挙げますと、1,200平米ほどの1棟になるんですけども、姉齒設計前に建てる牛舎であれば5,000万前後で建っていた畜舎が平成22年に建てたときには7,800万と、やはり1.5倍ほどの価格が上がったという点は、相当確かに強固なものにはなっていますし、柱もとんでもなく大きいものにはなっていますけれども、実際、地震をどちらも受けているんですが、どちらの被害も一緒だということを見ると、特に問題はないんじゃないかなというのを思っていましたし、平成17年以前に、私が建てた牛舎でいくと一番古いやつは昭和61年なんですけれども、これは農水省の低コスト推進牛舎に選ばれていました。800平米ほどの畜舎なんですけど、700万も掛からないで建築が済んでいます。柱も相当細いんですが、その畜舎も熊本地震に耐えました。

やはり、鉄骨という建物は相当私は地震には強いんだろーと思いますし、折れることが余りないということでやはり地震に耐えられるんだなということが明らかに、まあ私なりに思っています。逆に木造はやはり柱が折れるということも想定しなくてはいけないということもありますので、これまでどちらかという鉄骨よりも木造の方が広く建築基準法に照らし合わせなく

ても建てられるというような、非常に私は矛盾をしているなという点が今回改善されるということで、大変畜産農家にとっては待ちに待った私はこの法律の改正になるんだろうと思っております。特に、輸出に向けて各国と価格競争をやらなければいけないときに、相当、数千万単位で建築費が下がっていくというのは、やはりこれは大きいなというのを私は感じております。

そういった点で、今後、政省令等々でいろいろと農水省は小さい部分まで詰めていかれるんだと思います。制度の詳細の検討状況について、農林水産省のお考えをお聞かせいただければと思います。

政府  
回答

政府参考人（農林水産省 生産局長 水田正和君）

お答えいたします。

今、藤木委員からお話のございました、御質問のございました新制度の検討状況ということでございます。

具体的基準等につきましては、これは主務省令で、省令で定めるということになっているところでございますが、この新制度は畜舎等の利用方法に関する基準と構造等に関する基準、これ技術基準と言っておりますが、この利用基準と技術基準の組合せで安全性を担保する、これによりましてその構造等の技術基準を建築基準法よりも緩和するということが可能とするものでございます。

具体的には、これは緩和された構造等の基準、これをB基準と言っておりますが、これにつきましては、そのまれに発生する地震、震度5強程度でひびが入るなどの損傷はしても畜舎としての利用には問題が生じない強度とすることとしております。建築基準法では損傷もしないということになっておりますが、この法律におきましては、損傷はしても畜舎としての利用には影響がないという程度にするということとしております。

具体的には、建築基準法上では、柱を含めた部材の基準強度に安全係数というものを設けておりまして、余裕を持った計算ができるという形にしておりますが、この新制度におきましては、これを設定せず、部材の持つ強度を満度に使うということを検討しているところでございます。

このような考え方を取ることにによりまして、部材の持つ強度について、余裕を持たせてはいないものの、ごくまれに発生する震度6強から7の地震に対しましてもぎりぎりの強度は有するというところでございます。利用基準と相まって安全性を確保することとしつつ、構造に係る部材の削減を可能にして畜舎の建築コストの削減を図ると、こういったものでございます。

また、基礎の基準につきましては、建築基準法上は、建築物が傾かないようにするため、基礎について凍結する深さよりも、凍結深度と申しておりますが、これよりも深く根入れをすることとされておりますが、平家の畜舎等であれば仮に傾きが少し生じても畜産経営の活動には支障が生じないと考えることから、この法律案においてはこの凍結深度を規定しないとい

うこととしていると、規制しないということとしている。

これらの利用基準と技術基準の具体的な内容は主務省令で定めることとしておりまして、今後、畜産農家や専門家などの意見も踏まえ策定していく予定でございますが、この法律案によりまして畜舎の建築等に係る畜産農家の皆様の負担を軽減して、我が国の畜産業の国際競争力の強化と、そして畜産の振興が図られるよう検討してまいりたいと考えております。



藤木眞也君

是非、やはり最近の屋根の材料、非常に近年軽くなってきていると思います。木造でも瓦でなければ相当屋根が軽くなって、やはりこの地震からの災害も免れるんじゃないかなというふうに思います。これが造って壊れるような牛舎であっては困るわけですが、一定程度の決まりの中で進めていただけるように是非お願いをいたします。

また、これもあるんじゃないだろうかというような心配をする話ですが、私の自宅も熊本市内からでも 20 分ぐらいで車で行けます。そして、高速道路の入口に十分掛からないぐらいのところに立地をしている関係で、畜舎を建てる時に必ず言われていたのが、貸し倉庫に変えるんじゃないですかということをよく言われておりました。

今回、この法律が緩和されることによって、建物が建てやすくなって、畜舎を建てたつもりが知らない間に貸し倉庫に変わっていたとか、ほかの用途に使われることのないように、是非この辺は、もう元々、根本的な問題なんですけれども、この辺のくさびをしっかりと打っていただきたいなというふうに思います。こういったところをどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

政府  
回答

政府参考人（農林水産省 生産局長 水田正和君）

お答えいたします。

この法律案でございますが、第二条の第一項に規定する畜舎と堆肥舎を対象として建築基準法の特例を設けるものでございます。そのため、法律の第七条第三項において、畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のもの、つまり、畜舎、堆肥舎以外のものとしてはならないという規定を設けておるところでございますし、また、法律の第七条第二項におきまして、この利用基準に従って畜舎などを利用しなければならないという規定を設けておるところでございます。こうした規定に違反した場合には、都道府県知事による措置命令の対象となるところでございまして、具体的には、畜舎などの用途の変更や利用方法の改善に関する命令のほか、当該畜舎等の使用の禁止、使用の制限、その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるということとしております。

さらに、この法律案におきましては、省令で定めるところによりまして、当該畜産農家は畜舎等の利用状況について定期的に都道府県知事に報告をいただくとしているほか、都道府県知事は必要に応じて当該畜産農家等に対しまして報告徴収や立入検査等を行うことができるということとしておりまして、こうしたことによりまして遵守状況の確認を行いまして、畜舎等の適正利用の徹底を図ってまいりたいと考えております。



藤木眞也君

是非、悪用を避けていただければというふうに思います。

また、いろいろと制度ができる現場までなかなか落とし込みがうまくいかないというのがいろいろな場面でこれまでもございました。今回の畜舎法の改正も、私の周りでもいつからなんですかという問合せ非常に多いです。来年の4月1日からですよというお話をすると、やはりそれまで待とうと言われている方も相当今全国でいらっしゃいます。

是非、新たな制度が現場まで十分に浸透されなければ、緩和された基準を利用できないことが起きるというふうにも思います。この新たな制度の周知徹底について、お考えをお聞かせいただければと思います。

政府  
回答

農林水産副大臣（宮内秀樹君）

お答えをさせていただきます。

この本法律案は、建築基準法による従来の基準とは異なり、緩和された基準によって畜舎等を建築するということが可能にするというものでありますので、畜舎等の建築に当たって畜産農家に新たな選択肢を提供するものであるということがございますので、是非、この新制度を是非活用していただきたいと、こういうふうに思っておるわけでありまして、畜産農家や設計を行う建築士の方々、こういう方々の関係者に対して内容を丁寧に周知していくことが重要であるというふうに考えております。

具体的には、関係団体や都道府県を通じましての説明会を開催するなどによりまして、本法律案と建築基準法の基準の違いや新制度活用のメリット等について丁寧に説明していくとともに、本法律案の施行後には、本法律案によって建築等された畜舎等の事例の周知によりまして新制度の活用を促してまいりたいというふうに考えております。



藤木眞也君

ありがとうございます。

やはり、この建築士の方の理解度というのが相当現場には大きく左右するんだらうと思います。徹底した説明をお願いできればなと思います。

もう1問あったんですけれども、時間がちょっと足りないようです。

先ほど牛舎の屋根は軽い方がいいんだということもお話させていただきましたけれども、2050年カーボンニュートラルに向けては、やはり太陽光というのも一つ、大きな取組の一つかと思います。

我が家でもですね、考えてみますと、建屋面積だけでも2.4ヘクタール畜舎がございます。屋根の面積でいけばもっと広くなるということでもありますので、2メガ以上のパネルが並べられるんだなということを考えると、やはりこれは有効活用していく必要もあるのかなというふうに思います。しっかりこの辺も整合性考えていただいて、農林水産省の方で御検討いただければということをお願いさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

以 上